

第 10 回～産地直売！～むかわグルメフェスタ in オータム

出店者募集要項（むかわグルメ出店枠）

1 目的	本イベントは、まちの活力醸成、町の知名度の向上、地産農水産物の PR、交流人口獲得による地域活性化を図ることを目的として開催されます。
2 開催日時	令和 6 年 9 月 1 日（日曜日） 9：30～15：00
3 開催場所	道の駅むかわ四季の館駐車場
4 出店資格	出店資格は次の全ての要件を満たす者に限定されます。 ① むかわグルメ枠で出店する出店者は、主催者が次に掲げるいずれかのテーマ・展示・販売趣旨に合う製品、サービスを提供しなければなりません。 ○むかわ町内で生産された農林水産物またはその加工品を使用したグルメの販売。 ② むかわグルメ枠で出店できる出店者は、次のいずれかに該当する者となります。 ○むかわ町内で生産された農林水産物またはその加工品を使用したグルメ 2 品以上の提供が可能であり、町内に事業所または飲食店を運営している団体・企業・事業者・個人で構成されたグループ。 ③ むかわグルメ枠で出店する出店者は、本イベントの趣旨に賛同し、この要項の全てに同意しなければ出店できません。 ④ 未成年者の出店は、親権者及び後見人の同意が必要になります。 ⑤ 暴力団員または暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）については出店することはできません。また、入れ墨のある方についても、出店及び販売をお断りしております。
5 提供・販売商品の制限	次に掲げる商品は提供・販売できません・ ① 生ビール、酒類、ノンアルコールビール、市販のジュース類 （主催者直販によりイベント運営費に充当させていただきます。） ② コピー商品（模造品）及び盗品、またはその恐れがあるもの ③ 違法商品（類すると判断するものを含む）、麻薬類 ④ 風紀を著しく乱すもの（アダルト商品等） ⑤ 混雑した会場内で運搬に危険を伴うもの ⑥ 運搬に際して来場者の迷惑となるもの ※提供する商品が出店者間で重複する場合について、実行委員会では一切調整等はいりません。
6 出店申込	① 出店希望者は、出店申込書兼誓約書に必要事項を記入し、申込みを行うものとします。 ② 実行委員会が出店申込書兼誓約書を受理した時点で、出店希望者は出店規約の内容に同意したものとします。 ③ 出店申込期限は令和 6 年 7 月 19 日（金曜日）17：00 までとします。
7 出店ブースの仕様	① 出店ブースの一小間は、間口 5.4m 以内、奥行 3.6m 以内とします。 ② 1 出店者が出店できるブースは、1 ブース（一小間）とします。 ③ 販売テント（間口 5.4m 以内、奥行 3.6m）、電源が必要な場合は、実行委員

	会で用意します。
8 出店料・レンタル料	① むかわグルメ出店枠の出店者は、出店料は無料です。 ② テーブル（8 枚まで）・イス（4 脚まで）のレンタルは無料とします。 上記の数量よりも多くレンタルする場合は実費をご負担いただきます。
9 保健所への許可申請 届出	① 保健所等への必要な手続きは、出店者自らが行ってください。 ② 出店当日、許可証の掲示なく出店することはできません。
10 搬入・搬出	① 実行委員会によるイベント会場の設営は、令和 6 年 8 月 3 1 日（土曜日）に行います。この日に搬入を希望する出店者は、1 6：0 0～1 7：0 0 の間に搬入作業を行ってください。 ② イベント当日の搬入・搬出については、次のとおりとします。 ○イベント開始前の出店ブースへの搬入（車両の乗入可）は 7：3 0～8：3 0 までとします。 ○イベント開催時間中の搬入は、来場者の安全を最優先し、来場者の通行を妨げないように行ってください。8：3 0 以降は出店ブースに車両を乗り入れての搬入はできません。 ③ イベント終了後の搬出開始時間は、実行委員会の指示に従ってください。 ④ 搬入後の機材の盗難及び損失等は全て出店者の責任とし、実行委員会は一切の責任を負いません。
11 その他	① この募集要項に記載されている事項は、出店規約を抜粋したものです。 ② 出店希望者は、出店規約に同意のうえ、出店申込みをしていただきますので、出店規約を必ずご確認ください。 ③ S D G s の取組に、可能な範囲でご協力ください。 例）○ビニール袋（サミット袋）を使用せず、紙袋で商品を提供する ○プラスチックや PSP（発泡スチレンシート）の容器を使用せず、環境に優しい材質の容器を使用して商品を提供する など